

(議事録)

土屋会長 第6回埼玉地方最低賃金審議会を始めます。本日の出席委員の状況について、報告をお願いします。

賃金室長補佐 公益委員4名、労働者側委員5名、使用者側委員5名、合計14名です。欠席委員は小寺委員です。

土屋会長 本審議会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める、委員の3分の2以上が出席されていることから、本審議会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。本審議会の主な議題は「埼玉県最低賃金の改正決定」です。本日の会議及び議事録は公開です。傍聴者はいますか。

賃金室長補佐 傍聴者は4名です。

土屋会長 では、本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員をお願いします。

土屋会長 議題1は、埼玉県最低賃金の改正決定についてです。先ほどの第5回専門部会で決定されました専門部会長報告のとおり、41円引上げ、時間額1,028円に改正決定することについて埼玉労働局長へ答申することとしてよろしいか、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。  
(出席委員全員挙手)

土屋会長 全会一致で議決したものと認めます。ありがとうございます。それでは、部会長報告のとおり埼玉労働局長へ答申することとします。

土屋会長 事務局は、答申文の案を配付して読み上げてください。

賃金室長補佐 (読み上げ)

土屋会長 ただいま、事務局から答申文(案)を読み上げていただきました。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。  
(異議なし)

土屋会長 原案のとおり、答申文(案)が承認されましたので、(案)を消していただき、局長へ答申することといたします。  
(答申文を会長から局長へ手交)

埼玉労働局長 去る7月5日に諮問いたしました埼玉県最低賃金の改正決定につきまして、ただ今、土屋会長より「全会一致」のご答申をいただきました。委員の皆様方には、慎重かつ真摯なご審議をいただき、本日の答申を取りまとめるため多大なご尽力を賜りましたことに、心から御礼を申し上げます。当局といたしましては、いただきました答申のご要望を尊重して、本省に対して働きかけを行う他、早期の改正発効に向けて、速やかに所定の手続を進めてまいりたいと存じます。本日は、誠にありがとうございました。

土屋会長 議題2は「その他」です。委員の皆様から何かございますか。次に、事務局から何かありますか。

賃金室長 特に用意しているものではありません。

土屋会長 今後の手続きについて事務局からお願いします。

賃金室長 本日、答申をいただきましたので、答申の要旨とそれに対する異議申出に関して公示を行います。異議申出書の提出期限は最低賃金法第11条により15日以内とされていますので8月22日となります。異議の申出があった場合、8月23日に第7回本審としまして、異議の申出に係る審議を9時30分から15階会議室で開催します。異議申出書が提出されましたら、速やかにご連絡します。

土屋会長 8月23日の異議審については、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づき公開とし、議事録についても同規程第7条第2項により公開とします。ではこれで第6回本審を閉会します。

— 了 —